



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

- 教育委員会規則
 - *1 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則
- 告示
 - 62 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
 - 63 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止 (長寿社会推進課)
 - 64 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止 (")
 - 65 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課)
 - 66 貸金業者の業務の停止 (商工労働総務課)
 - 67 " (")
 - 68 県営土地改良事業の事業計画の決定 (農村計画課)
 - 69 " (")
 - 70 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生予防のための予防注射の実施 (畜産課)
 - 71 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 選挙管理委員会告示
 - *7 平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第88号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正
- 公告
 - 工作物等の除却 (管理整備課)

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第1号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年1月25日

和歌山県教育委員会委員長 駒井則彦

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則(昭和46年和歌山県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第6条別表第3、第5、第6、第7及び第8」を「別表第3、別表第5から別表第8まで」に、「第7項及び第11項の表」を「第5項の表、第9項の表及び第18項の表」に、「免許法施行規則」を「並びに免許法施行規則」に、「同規則附則第28項の表」を「附則第28項の表」

に改める。

第8条の見出し中「第5条別表第1若しくは第2」を「別表第1、別表第2又は別表第2の2」に改め、同条第1項中「第5条別表第1若しくは別表第2」を「別表第1、別表第2又は別表第2の2」に改め、同項第2号イ中「第5条別表第1」を「別表第1」に改め、同号に次のように加える。

カ 管理栄養士又は栄養士の免許を有することの証明書又はその免許証の写し

キ 栄養士法(昭和22年法律第245号)の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程の修了証書の写し

第13条中「第64条第1項の表」の次に「又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成16年文部科学省令第31号)附則第2条第1項、第2項若しくは第3項」を加え、同条第2号中エをカとし、カの前に次のように加える。

オ 理学療法士免許を有することの証明書又はその免許証の写し

第13条第2号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 免許法別表第1の規定による盲学校教諭普通免許状に必要な単位を修得したことの証明書

第13条第2号に次のように加える。

キ 実務成績に関する証明書(別記第21号様式)

第14条の見出し中「第6条別表第3」を「別表第3」に改め、同条第1項中「第6条別表第3、第4、第5、第6、第7若しくは第8」を「別表第3から別表第8まで」に、「第11項」を「第9項若しくは第18項」に改め、同条第3項中「第6条別表第5備考第5号」を「別表第5備考第4号若しくは別表第6の2備考」に、「第7項」を「第5項若しくは第18項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 免許法施行規則附則第6項の表備考第4号の定めるところにより他の教職科目をもって栄養教育実習の単位に替えようとする場合にあっては、その単位に相当する実務成績に関する証明書(別記第21号様式)を提出しなければならない。

第28条第1項中「第6条別表第3」を「別表第3」に改め、同条第2項中「第5条別表第1備考第1号の3及び第2号」を「別表第1備考第2号及び第2号の3」に改める。

第31条の見出し中「第6条別表第3」を「別表第3」に改

め、同条中「第6条第2項別表第3」を「別表第3」に改める。

第35条第1項中「第6条第2項別表第5」を「別表第5」に改める。

第36条の見出し中「第6条別表第5」を「別表第5」に改め、同条中「第6条第2項別表第5」を「別表第5」に、「第11項」を「第9項」に改める。

第37条の見出し中「第6条別表第6」を「別表第6」に改め、同条中「第6条第2項別表第6」を「別表第6」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(免許法別表第6の2による栄養教諭の場合)

第37条の2 免許法別表第6の2の規定により栄養教諭の別表第8の2(第37条の2関係)

(免許法別表第6の2の場合)

受けようとする免許状の種類	必要 在職 年数	最低修得単位数				必要 総 単 位 数
		管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目	栄養に係る教育又は教職に関する科目	
		選 択	選 択	選 択	選 択	
栄養教諭専修免許状	3				15	15
栄養教諭1種免許状	3	32	2	6		40
	4	27	2	6		35
	5	23	2	5		30
	6	18	2	5		25
	7	14	2	4		20
	8	10	1	4		15
	9	6	1	3		10
免許法別表第6の2備考			2	6		8

普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得は、別表第8の2の定めるところによる。

第38条の見出し中「第6条別表第7」を「別表第7」に改め、同条中「第6条第2項別表第7」を「別表第7」に改める。

第39条の見出し中「第6条別表第8」を「別表第8」に改め、同条中「第6条第2項別表第8」を「別表第8」に改める。

別表第7中「第6条別表第5」を「別表第5」に、「免許法附則第11項」を「免許法附則第9項」に改める。

別表第8中「第6条別表第5」を「別表第5」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別記第21号様式中「第8条」の次に「、第13条」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第62号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年2月28日まで縦覧に供する。

平成17年1月25日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成16年12月28日

2 名称

特定非営利活動法人ケアネット和歌山

3 代表者の氏名

和佐匡博

4 主たる事務所の所在地

和歌山市和歌浦東2丁目4番85号プレシオ・カーサ205号

5 定款に記載された目的

この法人は、福祉・医療に関する何らかの援助を必要とする方、もしくは援助を行うのに必要な技能又は人材・情報等を必要としている個人又は事業所に対して、福祉・医療サービス及び、人材教育・人材派遣・情報提供等に関する事業を行い、社会福祉サービスの推進に寄与する事を目的とする。

的とするとともに、スポーツや文化を通じた子供の健全育成を目指し、各種文化・芸術研修会やスポーツ活動を実施し、子供の健全育成と地域スポーツの振興に寄与する事を目的とする。

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第 78 条第 2 号の規定に基づき公示する。

平成 17 年 1 月 25 日

和歌山県告示第 63 号

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合 にあっては、 申請者の名称)	住所 (法人の場合に あっては、主 たる事務所の 所在地)	法人の場合 にあっては、 代表者の 氏名	事業所の 名称	事業所の 所在地	サービスの 種類	廃止 年月日
3072200029	有限会社ケアステーション田辺	田辺市東山 2-4-5	坂澤テル子	有限会社ケアステーション田辺	田辺市東山 2-4-5	訪問介護	平成 16.11.30
3070102490	有限会社いずみヘルパーステーション	和歌山市湊 1389-5	柳瀬禎義	有限会社いずみヘルパーステーション	和歌山市湊 1389-5	訪問介護	平成 16.12.1
3070103175	株式会社朋久	和歌山市秋月 198	田原サヨ子	さくら園紀伊風土記の丘デイサービスセンター	和歌山市岩橋 1399-1	通所介護	平成 16.12.27
3070102979	有限会社ミック文	那賀郡岩出町畑毛 305-1	小上晋司	あすか訪問介護サービス	和歌山市延時 147-39	訪問介護	平成 16.12.31
3070101849	医療法人萌梅会	和歌山市土佐町 3-25	古梅弘	総合介護センターあおばの里	和歌山市湊 1115-55	訪問介護	平成 17.1.1

和歌山県告示第 64 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第 85 条第 2 号の規定に基づき公示する。

る。

平成 17 年 1 月 25 日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合 にあっては、 申請者の名称)	住所 (法人の場合に あっては、主 たる事務所の 所在地)	法人の場合 にあっては、 代表者の 氏名	事業所の 名称	事業所の 所在地	サービスの 種類	廃止 年月日
3071201150	有限会社千代田商事	和歌山市吹屋町 5-30	久保左千代	ケアセンタークボ	那賀郡貴志川町神戸 212-2	居宅介護支援	平成 16.11.30
3070100494	和歌山市杭ノ瀬 255-2	社会福祉法人親和園	名手功	居宅介護支援事業所親和園	和歌山市杭ノ瀬 255-2	居宅介護支援	平成 16.12.31

和歌山県告示第 65 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成 17 年 1 月 25 日

和歌山県知事 木村良樹

指定 医師名	診療科目	医療機関名	医療機関 の所在地	指定 年月日	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類														
					視 覚	聴 覚	平 衡	言 語	音 声	そ し ゃ く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 は 直 腸	ぼう こう	小 腸	免 疫	
森一成	外科、胃腸科	公立那賀病院	那賀郡打田町打田 1282	平成 17.1.14													○		
金成照	整形外科	白浜はまゆう病院	西牟婁郡白浜町 1447	平成 17.1.14													○		

町

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛(搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛及びこれと同一施設内で飼養している牛に限る。)

4 実施の期間

平成17年2月14日から平成17年3月31日まで

5 注射の方法

炭疽予防液(無莢膜弱毒株)を皮下注射する。

和歌山県告示第71号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年1月25日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2815	新宮市佐野字根地原974番1の一部、973番の一部、水路敷、里道敷	新宮市井の沢10番17号 小阪祐一	平成17.1.13	6.00	64.20

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第7号

平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第88号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年1月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北村亮三

表中 西牟婁郡串本町高富485の3、486 高富地区

集会施設

を

西牟婁郡串本町高富485
西牟婁郡串本町須江635

の3、486
番地

高富地区集会施設
須江・浜須賀集会所

に改める。

公 告

公 告

海岸法第37条の8において準用する第12条第3項の規定に基づき工作物等を除却した結果、下記の物品等を保管した

ので、同法第37条の8において準用する第12条第5項に基づき、次のとおり公告する。

なお、平成16年12月22日から起算して6月を経過しても所有者から返還の申出がない場合、当該物品の所有権は和歌山県に帰属する。

平成17年1月25日

海岸管理者

和歌山県知事 木村良樹

1 名称又は種類、形状及び数量

- (1) 建設業の許可票 金属プレート 1部
- (2) 表彰状 額装 4部
- (3) 業務書類等 封筒入、ファイル入ほか 1式

2 放置されていた場所 和歌山市湊1830番地先の一般公共海岸

3 除却した日時 平成16年12月22日 午前10時

4 保管を始めた日時 平成16年12月22日 午前10時

5 保管の場所 海草振興局建設部

6 返還の方法 所有者であることを証明する書類等を持参のうえ申し出ること。

7 本件に関する問い合わせ先及び返還の申出先

和歌山県県土整備部港湾空港振興局管理整備課管理班

電話：073-441-3163

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

又は

海草振興局建設部管理課河川管理グループ

電話：073-423-5952

〒640-8287 和歌山市築港1丁目14-2